



鳥取労働局発表
平成27年2月27日

担 当	鳥取労働局職業安定部職業安定課	
	課長	小谷 陽一
	課長補佐	植田 睦美
	電話	0857-29-1707

鳥取公共職業安定所における文書の誤送付について

鳥取労働局（局長 河野純伴）は、鳥取公共職業安定所（所長 津村光明）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおりその事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

鳥取公共職業安定所（以下「鳥取所」という。）において、雇用保険受給資格者証（写）を受給者 A さんに送付する際、当該証書を封入した封筒を受給者 B さんに送付する封筒に誤って封入し、そのまま B さんに送付するという誤送付事案が発生した。

※「雇用保険受給資格者証」とは、雇用保険の受給手続のために必要な書類であり、受給資格者の氏名、生年月日、性別、雇用保険被保険者番号、支給番号、基本手当日額等の情報が記載されている。

2 事実経過

- 平成27年2月5日（木）、鳥取所から B さんあてに、雇用保険受給者資格者証ほか1件の書類を併せて封緘し、発送した。
- 同月9日（月）、鳥取所に B さんから、「郵送されてきた封筒の中に、A さんあての封筒が入っていた。」との電話があり、この時点で誤送付が判明した。
- 同日夕方、鳥取所次長から B さんの携帯電話に連絡を入れ、経過説明と謝罪を行った後、鳥取所次長及び担当課長が B さん宅を訪問し、在宅していた家族に対して経過説明と謝罪を行い了承を得た上で、A さんあての郵便物を回収した。
なお、B さんから、当該郵便物が A さんあてのものであることが分かったため内容物は見ていないことを確認した。
- 同月10日（火）、鳥取所次長及び担当課長が A さんの勤務先を訪問し、B さんから回収した A さんの書類を手交し、経過説明と謝罪を行い了承を得た。

3 発生原因等

鳥取所においては、鳥取労働局作成のマニュアルに基づき、誤送付防止対策として、

- ① 郵便発送に当たっては、複数の担当者が内容を確認した上で、その事跡を残すために、封筒ののりしろ部分に設けられた複数の確認欄に確認者が押印し、封緘しないまま発

送準備箱に保管し、その後、発送作業担当部署に発送を依頼する

- ② 発送作業担当部署では、確認欄に複数の確認印があることを確認した後、封緘し、発送する

といった対応をとっている。

本件でも、同様の手順で作業が行われていたことから、Aさんあて封筒がBさんあて封筒に紛れ込んでしまった理由としては、担当課で発送準備箱に保管する際、又は発送作業担当部署で封緘する際に、不注意で紛れ込ませてしまったものと考えられる。

4 再発防止対策

- (1) 鳥取所においては、平成27年2月10日(火)に、次長から非常勤を含む全職員に対して本事案の概要を説明するとともに、封緘前に混入が生じないように、郵便物は慎重かつ丁寧に取り扱うよう指導した。
- (2) 鳥取労働局においては、本事案を受け、以下の対応を行った。
- ① 平成27年2月10日に、今般のような混入及び誤送付が生じないように、誤送付防止のための確認後、確認を行った職員が直ちに封緘作業も行うよう局内各部室及び管内の各労働基準監督署・公共職業安定所(以下「全所属」という。)に指示した。今後、マニュアルも改正することとしている。
- ② 平成27年2月16日(月)に、全所属に対して、本事案の概要を説明するとともに、マニュアル改正までの間、書類の郵送に際しては、誤送付防止のための複数人による確認後、確認を行った職員が直ちに封緘作業を行うこと、発送作業担当部署に発送物を持ち込む際に、発送依頼数も併せて通知するよう文書により指示した。